

和光市道路工事施工承認申請の手引き

令和7年5月

和光市 都市整備部 道路安全課

目 次

	ページ
はじめに	1
1 基本的な事項	2
2 手続きの流れ	3
3 事前相談について	4
4 提出書類について	4
5 車両乗入れ部の設置基準	6
6 道路工事における注意事項	9
7 様式集	13

はじめに

目的

本手引きは、道路法第24条の規定に基づき、和光市以外の者が道路に関する工事又は道路の維持（以下、「道路工事」という。）を行う場合に必要な事項を定めるため策定する。

以下、道路法より抜粋

（道路管理者以外の者の行う工事）

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項から第八項まで、第十九条から第二十二條の二まで、第四十八條の十九第一項又は第四十八條の二十二第一項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

（道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用）

第五十七条 第二十四条の規定により道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、同条の規定により道路管理者の承認を受けた者又は道路の維持を行う者が負担しなければならない。

適用範囲

- （１）本手引きは、和光市以外の者が和光市の管理する道路で道路工事を行う場合に適用する。
- （２）本手引きの取り扱いに疑義が生じた場合は、和光市都市整備部道路安全課（以下、道路安全課という。）と協議するものとする。

1 基本的な事項

和光市が管理している道路において、和光市以外の者が道路工事を行おうとする場合は、道路法第24条の規定に基づき「道路工事施工承認申請書」を道路安全課に提出し、承認を受ける必要があります。また、道路工事に要する費用は、同法第57条の規定に基づき申請者の負担となります。

<備考1>

車両が敷地に入出入りする等、敷地の利用が原因で和光市が管理している道路構造物が損傷し、修繕が必要になった場合は、敷地の管理者に修繕をしていただきますので、ご承知おきください。

<備考2>

道路工事が、次の各項目に掲げる道路法施行令第3条の承認を要さない維持行為に該当する場合は、申請は不要です。（道路安全課への事前相談は必要になります。）

- (1) 道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充
- (2) 破損した側溝蓋の取り換え
- (3) 雑草の刈りはらい
- (4) 路面の清掃
- (5) その他道路の構造に影響を与えない道路の維持に係る道路工事

<備考3>

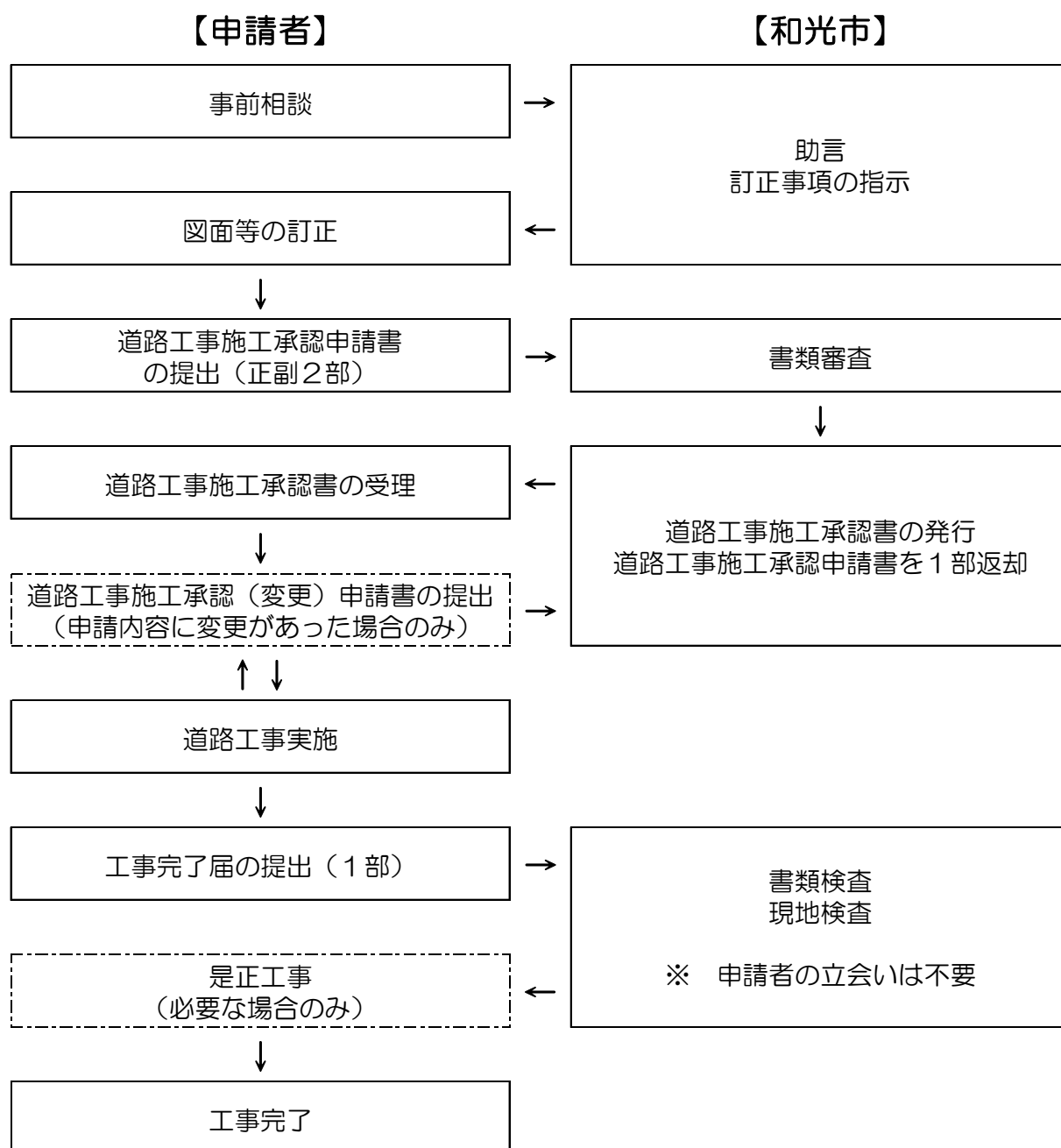
次の各項目に掲げる道路については、和光市で道路工事の施工承認をすることはできません。

- (1) 国道、県道又は私道
- (2) 土地区画整理事業により整備された道路

※ 和光市では、土地区画整理事業により整備された道路については、事業完了（換地処分）まで各土地区画整理事業事務所が管理しています。そのため、道路工事をする場合は、各土地区画整理事業事務所に相談をしてください。

2 手続きの流れ

申請書の受理から承認までは、図面の訂正期間を除いて約2週間の事務処理期間が必要となります。審査に時間を要しますので余裕を持って申請してください。



<備考>

道路工事を行うためには、上記の手続きとは別に、埼玉県警察朝霞警察署の許可（道路交通法第77条の規定に基づく道路使用許可）が必要になります。

3 事前相談について

事前相談は、次の各項目に留意した上でご相談をお願いします。

- (1) 事前に現地の状況を確認し、相談の際には状況写真を提出してください。
- (2) 道路工事施工承認申請書を提出する前に、申請内容確認のため、平面図及び構造図等、審査に必要な図面を提出してください。
- (3) 本手引きに記載のない内容の相談については、回答に時間を要する場合があります。

4 提出書類について

(1) 道路工事施工承認申請書

提出書類チェックリストを参考に、必要な図面等を添付し、正副2部提出してください。

(2) 道路工事施工承認（変更）申請書

道路工事施工承認書の受理後、工事の内容や工事期間等に変更があった場合は、変更内容を示した図面等を添付し、正副2部提出してください。

(3) 工事完了届

ア 工事完了後、速やかに竣工図及び写真を添付し、1部提出してください。

イ 工事写真は、次の各項目に掲げる写真を添付してください。

(ア) 施工前、施工中及び完了後の全景写真。

(イ) 舗装や側溝等、主な工種の断面寸法、作業状況、乗入れ幅の計測写真。

(ウ) 路盤及び舗装工事をする場合は、建設機械を使用している写真。（影響範囲の舗装工事を行う場合においても必要になります。）

提出書類チェックリスト

提出書類	チェック	主な確認内容
申請書	☐	申請者は申請日現在の敷地の所有者又は管理者です。
	☐	担当者は書類の内容を確認できる者です。
	☐	申請日や道路名、工期、内容等の記入漏れはありません。
案内図	☐	縮尺が1/2,500～1/10,000程度で、図面に縮尺を明記しています。
平面図	☐	方位を明示しています。
	☐	縮尺が1/100～1/500程度で、図面に縮尺を明記しています。
	☐	敷地の土地利用計画を明示しています。
	☐	施工範囲（舗装影響範囲を含む）を明示しています。
	☐	設置及び撤去する構造物の名称、延長を明示しています。
構造図	☐	設置する構造物の寸法を明示しています。
	☐	基礎の寸法を明示しています。
	☐	既設構造物を改造する場合又は既設構造物の上部に設置する場合は、工事内容が分かるように既設構造物等を明示しています。
	☐	使用する製品のカタログを添付しています。
現況写真	☐	全景写真を添付しています。
	☐	工事箇所の写真を添付しています。
交通規制図	☐	埼玉県警察朝霞警察署への許可（道路交通法第77条の規定に基づく道路使用許可）申請に添付する図面と同じものです。
	☐	埼玉県警察朝霞警察署との協議により修正があった場合は、図面を差し替えます。

下記の図面は必要に応じて添付してください。

現況図	☐	平面図とは別に撤去する構造物等を明示する場合に添付します。
縦断図	☐	道路縦断を変更する場合に添付します。
横断図	☐	道路を横断する構造物を設置する等、申請にあたり横断面の確認が必要な場合に添付します。
軌跡図	☐	特殊車両が敷地に入出入りする等の理由により、開口部の幅が8.0mを超える場合に添付します。

5 車両乗入れ部の設置基準

車両乗入れ部の設置にあたっては、歩行者の安全確保や車両の出入りによる道路構造物の損傷防止など様々な制約があり、歩行者、自転車、その他一般の通行より優先して車両乗入れ部を設置できるわけではありませんので、ご承知おきください。

(1) 開口部の幅

開口部の幅は、次表の区分によること。

自 動 車 の 区 分			開口部の幅
小型自動車	長 さ	4.7m以下	4.2m以下
	幅	1.7m以下	
	最小回転半径	6.0m以下	
大型自動車	長 さ	4.7m超～12.0m以下	8.0m以下
	幅	1.7m越～ 2.5m以下	
	最小回転半径	6.0m越～12.0m以下	

※ 上記により難しい場合については、個別に軌跡図を作成し、必要最小限の開口部の幅（最大値12.0mとする。）を検討の上、決定すること。なお、トレーラー等の大型車が比較的小規模の道路に出入りする場合は、交通安全面を踏まえたうえで、軌跡を対向車線の全幅（構造的に往復分離されている道路については、片側の全幅）を使用するものとして作図すること。

(2) 車両乗入れ部の設置箇所数

車両乗入れ部の設置箇所数は、国道、県道及び市町村道を通じ同一敷地について1箇所とすること。ただし、交通処理上等の理由から特に必要と認められる場合であって相互の間隔を原則として8m以上とするときには、2箇所とすることができる。

(3) 車両乗入れ部の設置場所

ア 車両乗入れ部の設置場所は、道路交通上最も支障が少ないと認められる場所とし、原則として次の各項目に掲げる場所以外とすること。ただし、接道している敷地の幅が狭いことから設置場所が限られている場合はこの限りではなく、そのときは道路安全課と協議し、設置場所を決定するものとする。

(ア) 道路の交差部、接続部または屈曲部から5m以内の部分

(イ) 横断歩道(停止線)から5m以内の部分

(ウ) バス停留所から10m以内の部分、及びバス停車帯の部分

(エ) 消防用施設の設置場所から5m以内の部分

(オ) 火災報知器の設置場所から1m以内の部分

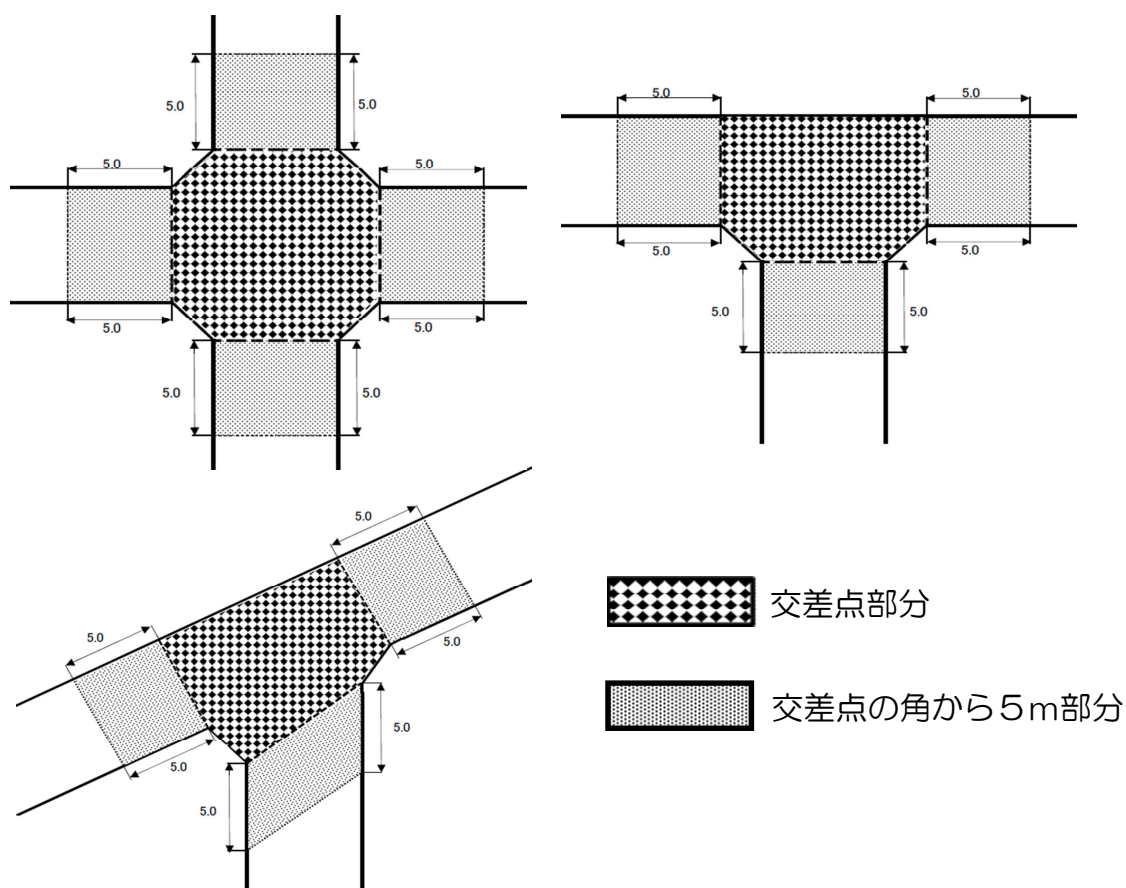
(カ) 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分

(キ) 街路樹、大型標識、道路照明灯その他の道路施設の移設が不可能な場所

※ 道路施設の移設を行う場合においても、その費用は申請者の負担となります。また、道路施設によっては移設できない場合があります。

(ク) その他道路管理上及び交通安全上支障があると認められる部分

【道路の交差部、接続部または屈曲部の参考図】



イ 車両乗入れ部は、原則として、隣接敷地との境界から4m以上、既存の乗入れ部から8m以上の間隔を保って設置すること。ただし、接道している敷地の幅が狭いことから間隔を保つことが困難な場合はこの限りではなく、そのときは道路安全課と協議し、設置場所を決定するものとする。

なお、隣接する敷地に別個の車両乗入れ部の設置が計画されている場合においては、共同の車両乗入れ部が設置できるか検討すること。

ウ 公共用または営業用の目的で多数の自動車を通行させるための車両乗入れ部を設置する場合は、歩道内への自動車のはみ出し等を防止するための施設（柵もしくは車止め等）を敷地内に設置すること。

エ 公共用または営業用の目的で大型車及び多数の自動車を通行させるための車両乗入れ部を設置する場合であって、側溝を設置する場合は、車両乗入れ部用側溝の損傷を防止するため、横断側溝又はボックスカルバートを設置すること。

オ ハーモニカ式駐車場（1台当たりの区画と前面道路の間に車路がなく、かつ、当該区画から前面道路へ直接出入りできる形状の駐車場をいう。）を設置する場合は、連続する1台当たりの区画の数の上限は2台とし、必要最小限の開口部の幅とすること。

6 道路工事における注意事項

(1) 共通事項

ア 排水構造物については、「和光市道路設計指針（令和7年4月 和光市）」によるものとし、その他道路工事の設計等において、本手引きに記載のない事項については、道路安全課と協議のうえ決定するものとします。

イ 道路工事施工承認条件を遵守し、施工してください。なお、道路工事施工承認条件は、工事の内容によって異なる場合があります。

ウ 工事が完了し、和光市に引渡しをした後であっても、引渡し後1年以内に施工不良が発覚した場合は、申請者に是正工事の義務が生じます。

エ 敷地の利用形態変更等により、既存の車両乗入れ部が不要になった場合は、申請者の負担で閉鎖してください。

オ 工事により発生した現場発生材で、道路安全課が不要と判断したものについては、申請者の責任において適切に処分してください。

カ 車両が敷地に入出入りする等、敷地の利用が原因で和光市が管理している道路構造物が損傷し、修繕が必要になった場合は、敷地の管理者に修繕をしていただきますので、ご承知おきください。

(2) 舗装

ア 舗装構成は路線によって異なるため、道路安全課に確認し、施工してください。

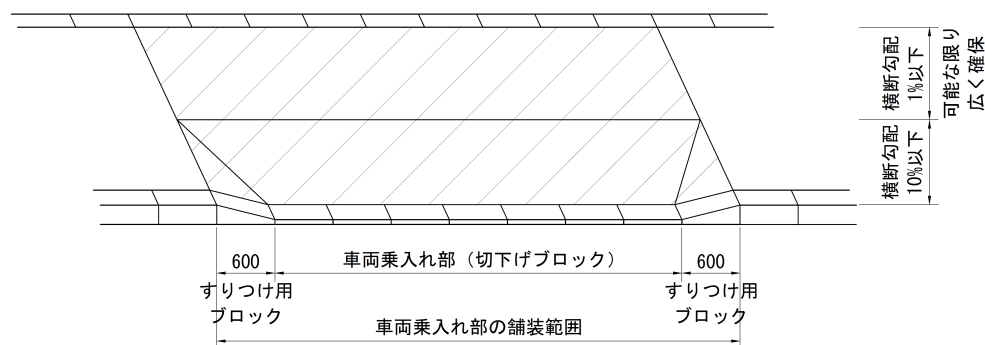
イ 工事による影響範囲

路盤及びアスファルト舗装については建設機械による締固めを原則とし、道路構造物を撤去又は設置する場合は、施工範囲から影響範囲を50cm以上設けて舗装の撤去、復旧を行ってください。

ウ 歩道における車両乗入れ部の舗装範囲

下記の図を参考に、歩道における車両乗入れ部の舗装をしてください。

【車両乗入れ部舗装範囲の参考図】

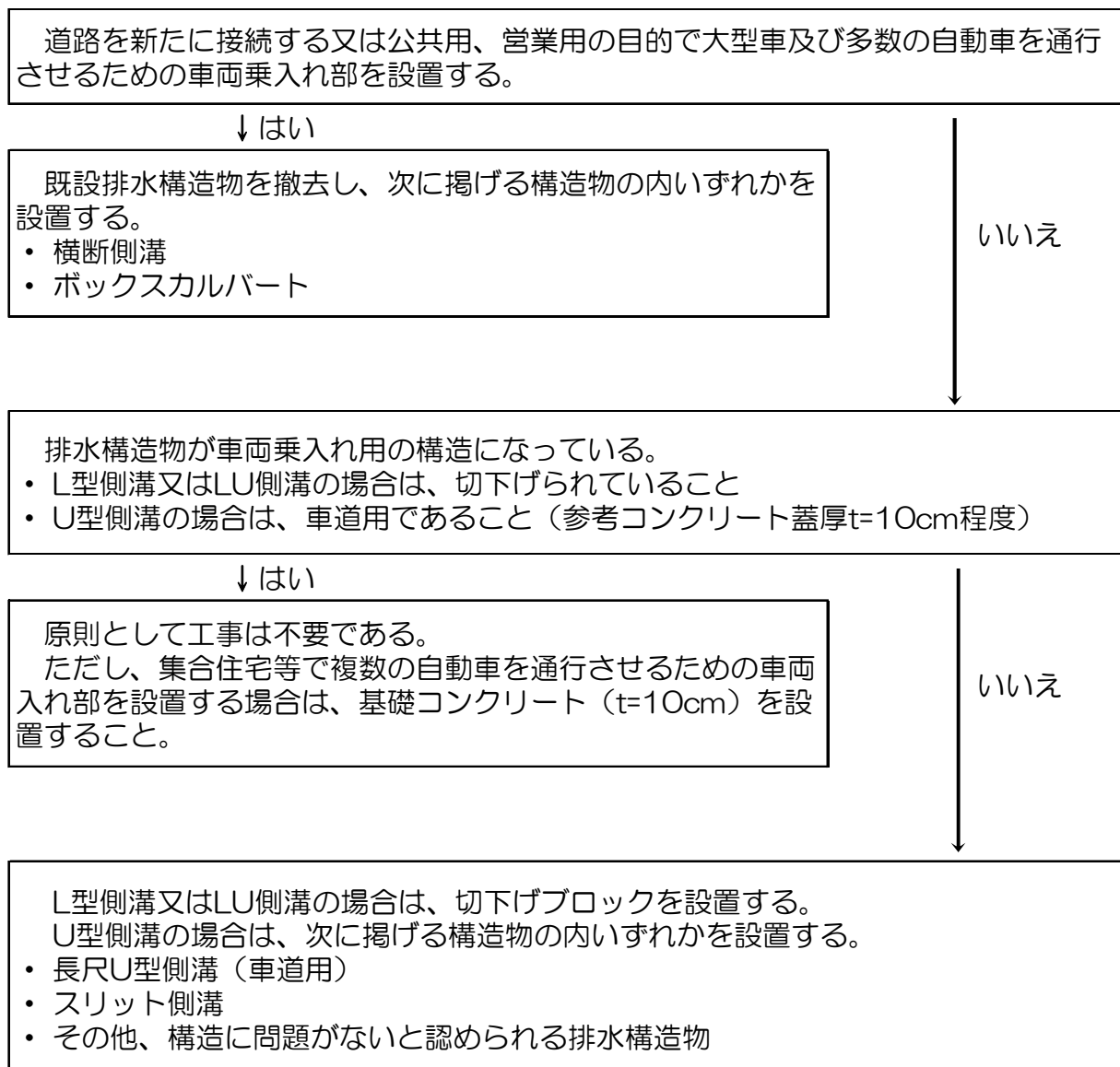


（３）道路排水工

２次製品のものを標準とし、道路工事施工承認を受けたものを設置してください。

また、車両乗入れ部を設置する場合は、下記のフローチャートを参考に設置する排水構造物を選定してください。

排水構造物選定 フローチャート（参考）



ア U型側溝

次の各項目に留意した上で、既設U型側溝の側溝蓋の取り替え又は撤去・新設等について検討してください。

(ア) 側溝の損傷防止や歩行者の安全確保のため、敷地内に塀や車止め等を設置し、車両の出入口を制限するよう努めてください。

(イ) 側溝蓋をグレーチング蓋にする場合は、跳ね上がり防止のため、落ちふた式又はボルト固定式にしてください。

イ L型側溝、LU側溝、歩車道境界ブロック

車両乗入れ部の幅に合わせて切下げブロックを設置し、その両側には段差が生じないようにすりつけブロックを設置してください。

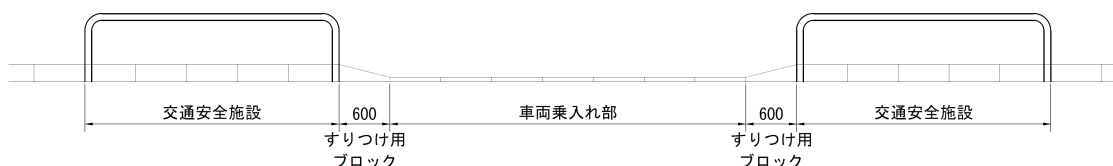
ウ 集水ます

U型側溝等が交差する箇所には集水ますを設置してください。また、既設の排水構造物を撤去し、新たに排水構造物を設置する場合で、排水構造物同士の接続が困難なときにも集水ますを設置してください。

(4) 交通安全施設

車両が敷地に入出入りする際に、ガードレール等の交通安全施設が支障になる場合は、道路管理上及び交通安全上支障がない範囲で移設又は撤去をすることができます。移設をする場合は、下記の図を参考に交通安全施設を設置してください。

【交通安全施設設置の参考図】



7 様式集

道路工事施工承認申請書

年 月 日

和光市長 様

住所
氏名

担当者

Tel

道路法第24条の規定により、道路工事施工承認を申請します。

施 工 目 的			
施 工 場 所	路線名	市道 号線	歩道・車道・その他()
	場 所		
工 事 概 要	工 事 の 種 別		施 工 数 量
施 工 後 の 物 件 等 の 処 理	・ 工事の結果完成した物件は、完成確認を経て寄付します。 ・ 工事により道路となる土地は、別途手続きを経て寄付します。		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		日間
施 工 方 法	直営・請負 施工業者 住 所 業者名 担当者 連絡先		
添 付 書 類	案内図(1/10,000) 平面図(1/500) 縦断図 (1/100) 横断図 (1/100) 構造図(適宜) その他 (現況図、現況写真、交通規制図等)		
備 考			

道路工事施工承認（変更）申請書

年 月 日

和光市長 様

住所

氏名

担当者

Tel

年 月 日付け指令和道第 号で承認された工事について、下記のとおり変更したいため申請します。

施 工 目 的			
施 工 場 所	路線名	市道	号線
	場 所	歩道・車道・その他()	
変 更 内 容	変 更 前		変 更 後
変 更 理 由			
添 付 書 類	案内図(1/10,000) 平面図(1/500) 縦断図 (1/100) 横断図 (1/100) 構造図(適宜) その他 (現況図、現況写真、交通規制図等)		
備 考			

道路工事施工承認書

申請者 様

指 令 和 道 第 号

年 月 日

和光市道路管理者

和光市長

(公印省略)

年 月 日付け道路工事施工承認申請について、下記のとおり承認
します。

記

1 場 所

2 目 的

3 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

4 現場責任者

担当

5 承認条件 別紙のとおり

工事完了届

1 場 所

2 目 的

3 工事概要

4 承認番号 指令和道第 号

5 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで

上記のとおり完成しましたので届けます。

年 月 日

施工業者 住所

業者名

連絡先

現場代理人

和光市道路管理者

和光市長 様

道路工事施工承認条件

- 1 施工中、境界石・明示板、基準点、地下埋設物、占用物等出たときは、すみやかに市及び関係者と協議すること。地下埋設物についてはオフセットを取り報告すること。
- 2 境界石の撤去、設置については、道路管理者と協議し復元するものとする。
- 3 工事期間を厳守し、その間円滑なる交通の安全を確保すること。
- 4 承認書等に記載された内容に変更があった場合は、市に届出をし、承認を得た後に工事を行うこと。
- 5 工事のため、他に及ぼした損害等については、申請者の原因負担とする。
- 6 工事は、承認書に添付した図書にもとづき施工し、施工後に工事完了届と竣工図及び写真を提出し、市の検査を受けること。写真は施工前・施工中・完了後を提出すること。
- 7 完了後、車両通行及び工事に起因して、路盤及び舗装等が沈下・亀裂・浮き上がり・陥没等が生じた場合は、随時維持補修し、舗装を本復旧すること。
- 8 完了後、道路から敷地に車両が出入りする等、敷地の利用が原因で道路構造物が損傷し、修繕が必要になった場合は、敷地の管理者が修繕をすること。
- 9 工事に起因して、第三者に損害を与えた場合、又は第三者との間で紛争が生じた場合は、自らの責任において解決しなければならない。
- 10 承認条件に違反した場合は承認を取り消すことがあります。
- 11 工事の結果完成した物件は、市に帰属するものとする。
- 12 工事のため、発生する廃材については、法令を順守し適切に処分すること。
- 13 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）に基づき、舗装版切断時に発生する濁水の処理については、回収し適正に処理しなければならない。
- 14 道路構造物築造に伴う舗装の復旧の影響範囲については影響範囲50センチ以上で復旧すること。
- 15 市道部の舗装本復旧範囲については、施工前に道路管理者と立会い範囲を確定してから、施工すること。
- 16 工事により道路が土砂等で汚れた場合には速やかに清掃を行うこと。
- 17 完了後、当該地から砂利や土砂が道路上に出ないように対策を施すこと。
- 18 施工後1年以内に工事に伴う不具合が生じた場合は、復旧対応すること。
- 19 柵切断面は第三書が損害を与えない、景観に配慮し、仕上げ処理を行うこと。
- 20 木撤去時、根はすべて撤去すること。また市職員の立会を依頼すること。